

2014年度目録委員会記録 No.9

第9回委員会

日時：2015年1月24日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、渡邊
<事務局>磯部

[配布資料]

1. NDL 条文案へのコメント（続）－音楽作品・法令等に関する規定－（6 ページ-A4、古川委員）
2. 個人に関する範囲の変更（1 ページ-A4、古川委員コピー）
3. 典拠形アクセス・ポイント関連条文案（素案）について（案）（計 13 ページ-A4、NDL 収集書誌部）
4. 「第 21 章 アクセス・ポイント構築総則」条文案について（1 ページ-A4、田代・津田委員）
5. 団体を作成者とみなす著作の範囲について（4 ページ-A4、田代・津田委員）
6. 表現形の典拠形アクセス・ポイントの識別要素の付加について（3 ページ-A4、田代・津田委員）
7. 第Ⅱ部ユニット H 「キャリアに関する事項」案メモ（1月版）（2 ページ-A4、渡邊委員）
8. RDA の注記に関する検討（10 ページ-A4、平田委員）
9. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット Q 体現形の注記に関する記録（18 ページ-A4、平田委員）
10. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット M.4 個別資料の注記に関する記録（2 ページ-A4、平田委員）
11. 第Ⅱ部 資料に関する記録 第 3 章 ユニット N 刊行方式・刊行頻度・優先引用形（5 ページ-A4、河野委員）
12. 第Ⅱ部 資料に関する記録 第 5 章 著作（6 ページ-A4、木下委員）
13. 第Ⅱ部 ユニット P 著作（内容の性質、内容の範囲）（2 ページ-A4、野美山委員）
14. 第Ⅲ部 アクセス・ポイント ユニット O 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（11 ページ-A4、村上委員）
15. 2014 年度第 8 回目録委員会記録（案）（4 ページ-A4）
16. 2014 年度第 7 回目録委員会記録（5 ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

2014年度第8回記録案(資料15)について確認した。

[検討事項]

1. 典拠形アクセス・ポイント関連条文案(素案)について

2015年2月にNDLで開催予定の書誌調整連絡会議に提出する典拠形アクセス・ポイント関連草案について検討した。「典拠形アクセス・ポイント関連条文案(素案)について(案)」(以下「(素案)について」)を主要な資料とし、改訂方針と全体構成案を附属資料、条文は参考資料として、スケジュールをつける。会議提出案は2月最初の週にメーリングリストで確認することとした。

津田委員、田代委員より「(素案)について」の説明があり、以下の3点について検討を行った。

1-1. 「第21章 アクセス・ポイント構築総則」条文案について

第21章以下はエレメントの組み合わせに関する章なので、情報源に関する規定は不必要と判断した。そして「典拠形アクセス・ポイント関連条文案(素案)について(案)」のなかで、委員会とNDL収集書誌部の間でさらに検討して結果を出すべき「Ⅲ. 検討課題」(以下「課題」)から外すことになった。

1-2. 団体を作成者とみなす著作の範囲について

目録委員会原案にあった「どのカテゴリーに属さないが著作とみなすことができるもの」がNDL素案ではなくなった。目録委員会から再検討の要望があり検討を行った。

NDLの見解は次のとおりである。

NDL素案には、目録委員会原案を踏まえて、著作の典拠形アクセス・ポイントの構築の章に「団体を作成者とみなす著作」(#22.1.1A)の規定を置いた。これは、目録委員会原案と同じく、RDAの規定「Corporate Bodies Considered to Be Creators」(19.2.1.1.1. 関連：個人、家族、団体と結びつく著作)に対応する。RDAの当該規定は、これに該当する著作のカテゴリーを限定して列挙している。

目録委員会原案では、団体による多様な著作に対応するために、「どのカテゴリーにも属さない」その他に当たる項目を与えたが、NDL素案ではこれを規定しなかった。

NDL素案はその策定の前提において、RDAの当該規定が、「Considered」(みなす)という表現を用いていることから、明らかに作成に責任を有する＝明らかに作成者である団

体は、この規定を待たずに、当然に作成者として扱うものと解した。(LC の実データを見ても、資料の種類を問わず、当然に作成者である団体は、MARC タグ 110 に記録されている。)

RDA の当該規定は、その上で、責任性がやや判然としないが、作成者に準じて＝「みなす」こととして扱ってよい著作の種類を、限定的に認めるべく列挙していると解した。

目録委員会原案のように「どのカテゴリーにも属さない」と明示することを容認すれば、特に「みなす」という言葉から、あらゆるものに際限なく広がるおそれがあり、また、かえって判断が付きにくくなると考えた。そのため、NDL 素案は RDA と同じく、限定的な性格の規定とした。

RDA の当該規定は、文字通りに読むと、該当する種類が限られてしまうが、資料整理の実際には、列挙した語からはみ出すものの、それに類する資料については、ある程度範囲を拡張して対応していると思われる。規則で規定せずとも、データ作成機関は作業マニュアルなどにおいて一定の常識的な範囲内で対応するだろうと、NDL 素案は見込んで作成したものである。

<NDL 素案>

団体を作成者とみなす著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと団体の典拠形アクセス・ポイントの結合形で構築する。団体を作成者とみなすのは、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作で次のいずれかに該当するものである。

a) 団体の次のいずれかの側面を扱う管理的な性格の著作

① 内部方針、手続き、財政、運用

…

~~h) どのカテゴリーにも属さないが、団体による著作とみなすことができるもの~~

団体が関与していても、上記のいずれにも該当せず、作成者とみなすことができない場合は、団体を作成者として扱わない。

上記のいずれかに該当するかどうか判断できない場合は、該当しないものとして扱う。

以上の NDL の見解を踏まえて検討し、NDL 素案は当面現状のままとするが、列挙したカテゴリーで満足な規定となっているか、適切な指示を一文加えるか等、再検討の余地があるとして、その旨を記録しておくこととした。

1-3. 表現形の典拠形アクセス・ポイントの識別要素の付加について

表現形の典拠形アクセス・ポイントに表現種別を付加することを必須とするか、およびアクセス・ポイントの識別要素の間に優先順位を決めて付加するかという点について検討した。

目録委員会案では表現種別がコア・エレメントになっていること、表現種別が何である

かは利用者の選択にとって重要なポイントであるということから必須であると考えたが、RDA ではアクセス・ポイントの中では、表現種別を必須にしていけないという意見もあり結論が定まらないため、「課題」に残し、その上位に上げることになった。またアクセス・ポイントの識別要素の優先順位については特に規定しないこととし、「課題」から除くことになった。

2. 個人に関する範囲の変更について

古川委員より、Tillett 氏の RDA の説明資料で「個人」にキャラクター、動物など架空、人物以外の実体を含めていることについて説明があり、以下のように意見交換した。

・今までの NCR では実際の作成者を Creator として扱うという規定を入れていたが、NDL 案からは外されている。

- ・明らかに架空であると分かる場合や実際の作成者が判明している場合も区別しないのか。
- ・AACR2 の心霊に関する部分と同じようなものとして考えられないか。
- ・架空の実体は Creator として扱うべきでないのではないか。

著作と個人、家族、団体との関連を扱う RDA19 章は未検討なので、Creator の範囲については、その検討の際に改めて採り上げることになった。

3. NDL 条文案へのコメント（続）－音楽作品・法令等に関する規定－について

古川委員より、主として以下の指摘があり、NDL で条文を修正し、間に合わない場合は該当箇所に対して検討を要する旨のコメントを付して対応することになった。

- ・カデンツァを独立の音楽作品として扱うのは、本体の作品と別に作曲されたものに限るべきである。
- ・RDA と同じく裁判記録に関する規定が必要である。
- ・法令等の識別要素が何であるか不明確である。
- ・細分、統合、条項名と内容の一致が必要と思われる規定がある。

4. キャリアに関する事項について

渡邊委員よりキャリアに関する事項について、資料に基づき説明があり、以下のように検討した。

・「大きさ」の項について、一般事項から資料ごとへと条項を並べ直し、地図等と静止画は別立ての構成にする。

・「要素」と「エレメント」の使い分け⇒単位となっているエレメントを指す場合は、「エレメント」を使う。そのエレメントの中を指す語として「要素」を使うことがあり、全く「要素」を使わないとはしない。

・「書誌レコード」の用語⇒NDL は「書誌レコード」という言葉を使わず、「体現形に対するデータ」という言い回しを使うようにしている。

・複数巻単行資料の最終巻で機器種別が変化した場合、その最終巻について新規書誌を作成するか（例示：「三島由紀夫全集」）⇒この場合に関しては、付録として最初から異なった機器種別のものが一緒に出版されていたと見なし、「複数のキャリア種別からなる資料」の規定を適用する。

・ビデオディスクの下位ユニットは静止画像の場合は「フレーム」とする。動画の場合は下位ユニットをつけない。

・ページ付⇒「p」と「p.」を本則とし、「ページ」と「pages」を別法とする。

・ページの数字⇒「見たまま書く」を本則にし、アラビア数字に統一する別法を設ける

・奥付のみにページ付があるなどの記録⇒規定に入れないことにする。

・楽譜と地図帳の定義⇒特別な定義は行わない。

・テキスト・ブロックの大きさ⇒表紙と中身の大きさが異なっているもの全般を指すので、「原本」という表現は使わない。

・巻物の大きさ⇒広げた状態の高さと全長を記録することを本則とし、軸の高さのみを記録することを別法にする。また地図の規定にはその図自体の大きさを記録するが、巻物の地図の場合は図の大きさと紙の大きさのどちらを優先するのかという意見と、巻物の定義が必要ではないかという意見が出た。

・制作手段は地図資料、三次元資料などに限られるのか、印刷、複写の種類を含むなら木版画が woodcut、木版印刷は woodblock printing と語を使い分けたり、和本の例示を増やすべきでは⇒AACR2 では静止画のところにあったものだが、RDA では資料の種類を限定していない。

5. 場所に対する典拠形アクセス・ポイントについて

村上委員から資料に基づき説明があり、以下のように検討した。

原語形、日本語形のどちらを優先するかはまだ決めず、本則と別法を両方作成しておくことにする。

6. 刊行方式・刊行頻度・優先引用形について

河野委員から資料に基づき説明があり、以下のように検討した。

優先引用がどういうものか MARC タグの引用形の説明を見ると、管理者 (custodian) が決めた形を書く場所であり、コレクション名、あるコレクションのユニット番号がついたもの、データベースの中の写真、美術品などに美術館がつけた名称、サイテーションの方式、一般的に使われる法律系の省略形など、さまざまなものがあるため、それが分かる事例を集めて提示することにした。

次回以降の委員会の予定

2月21日(土)

3月14日(土)

以上